（仮称）成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援補助金交付事業について（案）

実施目的

※当該補助事業は、実施の可否を含め、あくまで検討段階の事業となります。

成田空港で働く若者が大学等の就学時に貸与した奨学金を企業と共に支援することで、成田空港への就労及び本市への移住・定住を促進するとともに、若者世代の経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業開始

令和８年４月１日（予定）

補助対象者

奨学金返還支援制度を就業規則等の社内規程に設け、従業員に対して手当などで奨学金の返還支援を行う**企業**

対象従業員

①令和８年度以降に補助対象企業へ新たに就職する者　※新卒・既卒は問わない
②補助対象企業に雇用された日において２９歳以下である者
③本市の住民基本台帳に記録されている者
④主たる勤務地が成田空港内※であること
　※「成田空港内」とは、航空法で定められた成田国際空港の敷地内（供用開始していない敷地を除く）をいう。

補助期間

対象従業員１人につき、初回の交付申請において返還支援を開始した月から起算して最大で６０か月（５年間）

補助金額

企業が対象従業員に対して奨学金の返還を支援した額の１／２（上限額：一人あたり８，０００円／月）